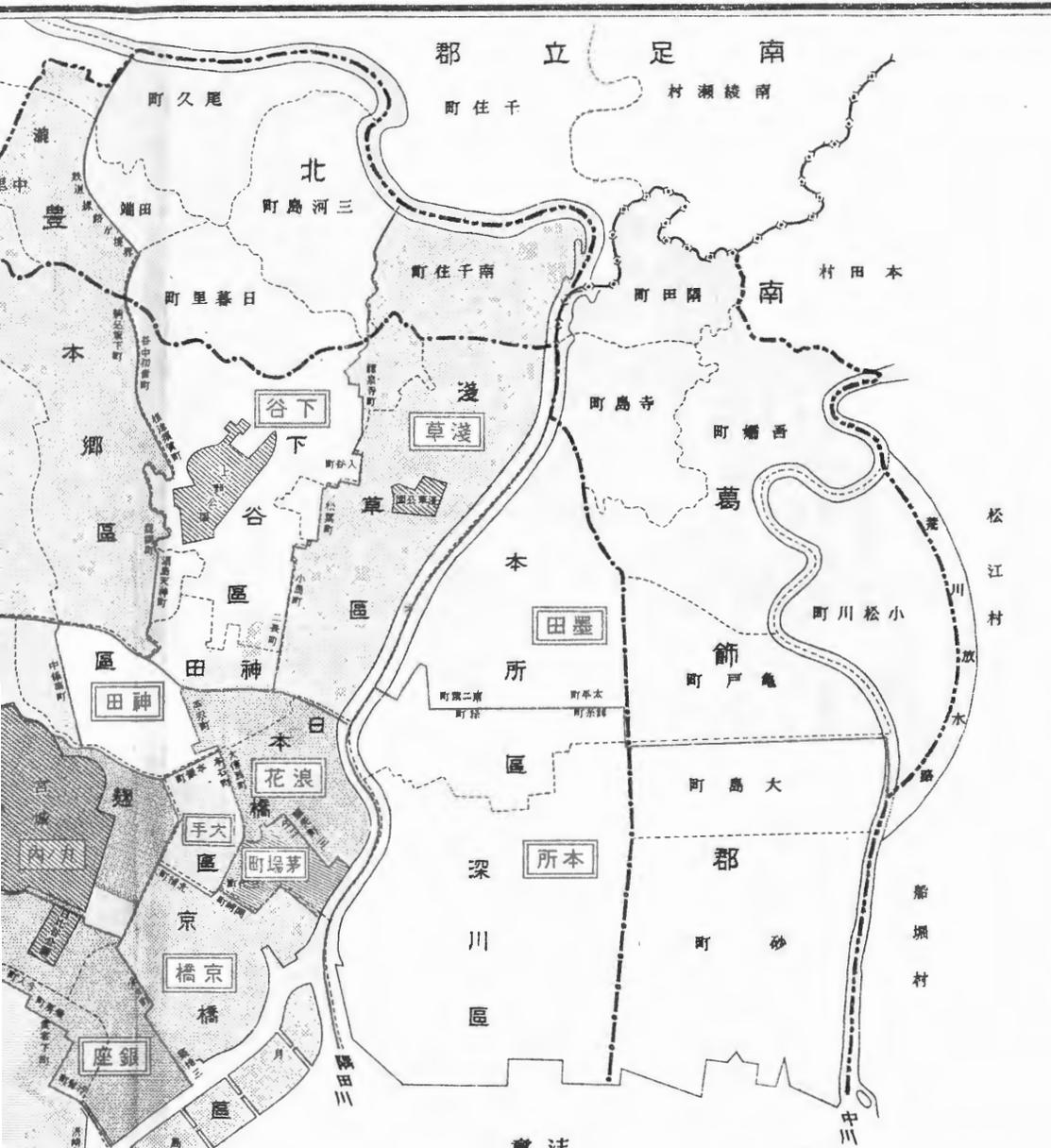
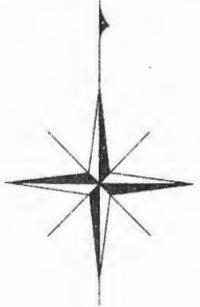


東京電話交換加入區域略圖



意注

一未開局區域又ハ既開局區域ニシテ設備ノ關係ニヨリ
臨時ニ他ノ區域ニ收容シタルモノハ之ヲ識別シ易ク
ラシムル爲メ現在收容局ト全一ノ彩色ヲ施セリ
(詳細ハ裏面區域表参照)



凡例

- 區町村境界
- 各分局區域境界
- 本所 (分局名 既開局)
- 丸ノ内 (分局名 未開局)
- 郡市境界 (普通加入區域ト境界 特別加入區域ト境界)
- 郡境界
- 加入區域内及境界

東京中央電話局各分局區域一覽

郡區名	現在收容局	新設收容局	町村名	郡區名	現在收容局	新設收容局	町村名
浪花局	芝局	芝局	西南久保町	四谷區	青山局	青山局	霞ヶ丘町
			久佐久間町				其ノ他全部
			廣田町				大井町
			手町				大崎町
			菱町				大崎町
			目町				平塚町
			三丁目				目黒町
			源目				目黒町
			露				目黒町
			其ノ他全部				目黒町
日本橋區	芝局	芝局	岩代町	北豐島郡	高輪局	高輪局	南千住町
			大傳馬				尾久町
			綱島町				日暮里町
			小網町				高田町
			小舟町				西巢鴨町
			小新井町				瀧ノ川町
			新井町				同川町
			新高田町				同川町
			高田町				同川町
			通中洲				同川町
深川區	大手局	本局	浪花川町	南葛飾郡	墨田局	本所局	大井町
			長谷川町				大崎町
			川町				大崎町
			久松町				大崎町
			江島町				大崎町
			大柳町				大崎町
			柳町				大崎町
			元柳町				大崎町
			矢野町				大崎町
			米坂町				大崎町
本所區	本所局	本所局	久松町	特別加入區域	墨田局	本所局	大井町
			三丁目				大崎町
			四丁目				大崎町
			五丁目				大崎町
			六丁目				大崎町
			七丁目				大崎町
			八丁目				大崎町
			九丁目				大崎町
			十丁目				大崎町
			其ノ他全部				大崎町
本所區	本所局	本所局	荒押町	特別加入區域	墨田局	本所局	大井町
			深田町				大崎町
			北二丁目				大崎町
			小清水町				大崎町
			太平町				大崎町
			中三丁目				大崎町
			中四丁目				大崎町
			中五丁目				大崎町
			中六丁目				大崎町
			中七丁目				大崎町
其ノ他全部	大崎町						

東京電話加入區域

普通加入區域(東京市(芝區第一乃至第六砲臺ヲ除ク))

荏原郡	大井町(立會川以西ヲ除ク)
	大崎町、品川町、平塚町、目黒町
北豐島郡	尾久町、巢鴨町、高田町、瀧ノ川町(大字瀧ノ川、大字西ヶ原、大字上中里ヲ除ク)
	長崎村、日暮里町、西巢鴨町、三河島町、南千住町
豐多摩郡	大久保町、落合町、澁谷町、千駄ヶ谷町、戸塚町、澁橋町、代々木町
南葛飾郡	吾小松町、大島町、龜戸町、小松川町、砂町、隅田町、寺島町

注意 一、局名及町村名中ゴヤツク體ノモノハ臨時收容局及同町村名ヲルコトヲ示ス
 二、郡、區、町名ハ五十番順ニ配列シヤリ
 三、區域一覽ハ地圖ノ兩面ニ互リ掲載シヤリ

電話番號簿の様式及體裁の改良に就て

曩に十四年度番號簿發行に際し、明治二十三年以來の傳統を破り、印刷の體裁、電話番號の字體、加入者氏名の配列方法等を根本的に改正を致しました。

改良後一年間の實驗と本年三月約八萬の加入者各位に、新番號簿御使用上の便否、及、改良を要すべき諸點等に就て御意見を伺ひました結果、尙幾多の改良を要する點があるのを認め、本番號簿に於ては大體、次の様な改良を行ひました。

- (1) 番號簿の形を小さくとの御希望が多數ありましたので取扱上の便を考へ、從來菊二倍判であつたものを縦横共約一寸小さくして四六二倍判としました。
- (2) 形を小さくし頁數を成るべく増加させぬ爲に、活字の大きさを從來より小さくしました。
- (3) 活字を小さくする結果印刷を鮮明にする必要上、用紙を從來よりも上質のものにしました。
- (4) 同姓名の加入者を區別することの出来る様に同姓名のものに限り、(他人方に設置してあるものは多くは貸電話ですから之は職業を掲載せず)其の職業を掲載することに致しました。
- (5) 追加番號簿を綴り易くする爲に、製本の方法を改め表紙を從來よりも上質のものに致しました。
- (6) 加入者氏名を探し出し易くする爲、從來の様に氏名の長短を按配せず、同一字は縦から見ても成るべく同一の行に集まる様に致しました。

其他細まかい部分に互つて多少の改良を施しましたが、其煩を避けて一々茲に記述する事は見合せました。

要するに本年度の番號簿は從來よりは餘程體裁もよくなり、御使用上にも便利になつた事と存じます。

加入者氏名を五十音順に並べた事に就ては、一部の加入者中には大分不便だと云ふ苦情もありますが、過去一年間の實驗と多數加入者の御意見に徴し五十音順に加入者氏名を並べるとは、其の使用方法に慣れるに従つて、極めて便利であると云ふ感を深くする事が出来ましたから、茲暫く御不便を辛抱して戴けば必ず御便利になる事と存じます。

終りに一言申し上げます、電話交換成績の良否は、加入者各位の此の仕事に對する御理解と、御使用方法の巧拙が大變關係があるのは申すまでもない事でありませう。其の意味を以て卷頭に色々御参考になる様な事柄を掲載して置きましたから御一讀を願ひたいと存じます。殊に電話交換の實況を見て戴いて御理解を願ふといふことは、聽て圓滿なるサービスを提供するの近道であると信じますから、加入者各位が何時でも局内交換の實況を御參觀下さる様希望致します。其の一助にもと考へて卷首に局舎内外の寫眞を挿入し、別に業務要覽の項を設け、大體東京中央電話局の規模なり、經營の概況が御判りになる様掲げて置きましたから、御一覽の榮を得ば幸甚と存じます。

大正十五年八月

東京中央電話局長平塚運吉

◇自働式電話の取扱方◇

電話を御使用になる方は是非
是れだけは心得て置いて下さい

(一)自働式局と手働式局

之れ迄の小石川、高輪、青山、牛込、大手、四谷、浅草、銀座、浪花、墨田の各電話局は依然交換手の媒介に依る手働式局であります。が、本年度末迄には既に自働式局として開始された京橋、本所、下谷、神田、茅場町の外に新に九段、大塚、丸の内、日本橋、芝の五局が自働式で開始される豫定であります。

尤も丸の内、日本橋の兩局が出来れば、現在の大手局は廢止されます。

(二)局番號と相手方を呼出す 時の御注意

局番號の説明と局番號一覽

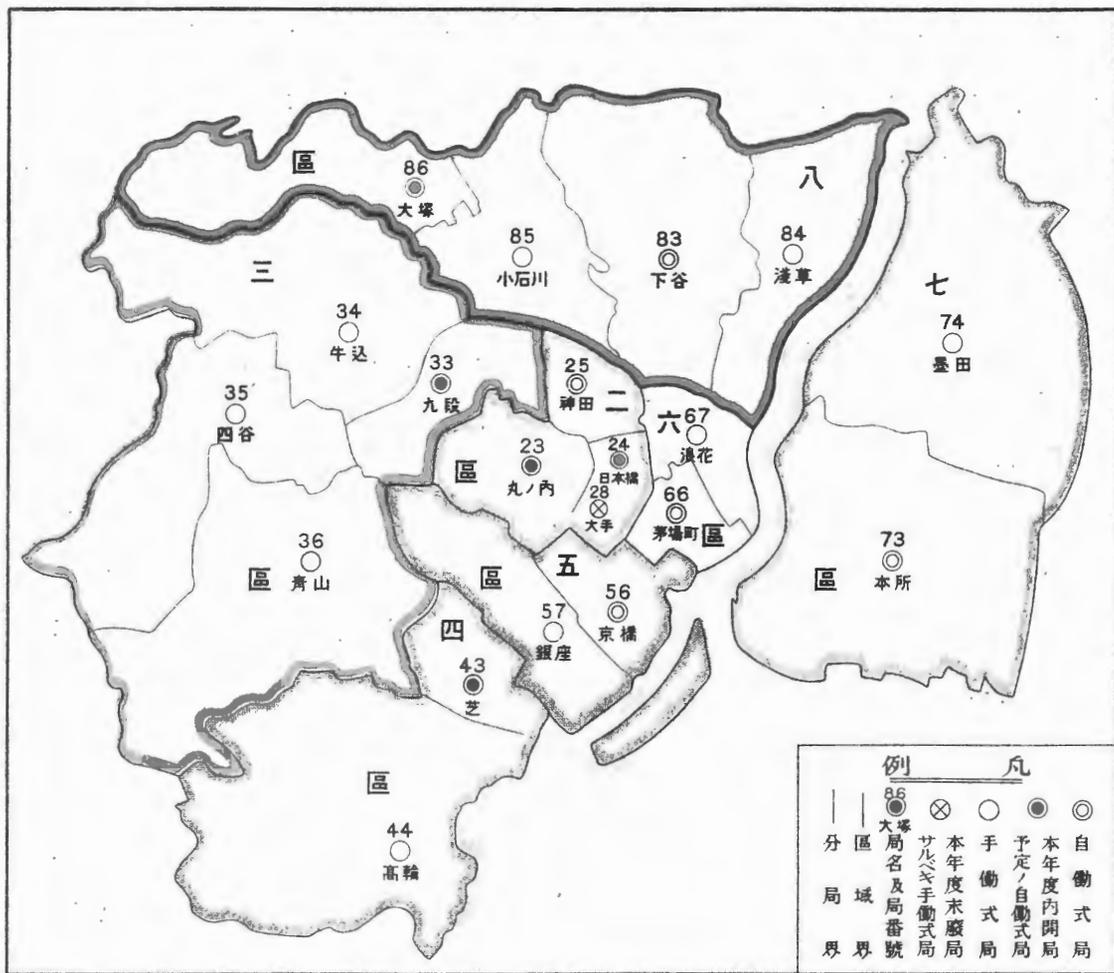
局番號は二つの數字、電話番號は四つの數字です、「0」も數字の一つですから洩さぬ様に願ひます。

自働式の電話では局番號として二つの數字

で局名を定められてあります、例へば大手(28)、牛込(34)、四谷(35)と云ふ具合に定められてあります。それで牛込一千六十番は34-1060、四谷二十番は35-0020と云ふ様に局番號と電話番號と六數字で呼ぶのです、電話番號のどこの位に「0」があつても一つの數字として扱はねばなりません。呼び出しのとき若し「0」を洩らすと中途半端なものになつて終ひますから目的の加入者にはつながりません。

茲に少し局番號に就て説明を致して置く必要があります、自働交換の機械組織と電話線路の關係から東京の全加入區域を二區から八區まで七區に分け、別圖の様に各區に數箇の電話分局が配置されます。各區に數箇の分局が置かれるので、其の局毎に違ふ番號をつけて區別するので「牛込の1234」は本來なら「三區四番の千二百三十四番」と呼ぶべきを、便宜上此の區番號と局番號との二個の數字を結び合せて之を「局番號」と稱へ、牛込なれば「34」としたのです。

自動式電話區畫圖



局番號一覽

局番號	局名	局番號	局名	局番號	局名
23	●丸ノ内	36	青山	73	○本所
24	●日本橋	43	●芝	74	●墨田
25	○神田	44	高輪	83	○下谷
28	⊗大手	56	○京橋	84	浅草
33	●九段	57	銀座	85	小石川
34	牛込	66	○茅場町	86	●大塚
35	四谷	67	浪花		

○は自動局 ⊗は廢止さるべき手動局 ●は開局豫定の自動局 無印は手動局

信號音を聞きわけて使用せねばなりません。

自働式電話は機械の働作に連れ色々違ふ信號音を機械的に送つて使用法を指圖します。此の信號音に三種類あつて、發信音、呼出音、話中音と申します。發信音は受話器をはづした時に聞える信號で小さい羽車が廻る時に發する様な微かな連續音がそれです。

呼出音は廻轉盤を六廻轉し終つて双方の電話機が接續された時に發信者側に聞えてくる信號で、「ツーツー」と斷續した音響がそれです。

話中音は相手方が話中の場合と局線の塞がつて居るときに發する信號で「ジージー」と斷續して聞えてくる信號です。廻轉盤を廻す途中で此の信號があつたら夫れは局線のふさがつてゐることを知らすのです。

相手方を呼び出すには先づ受話器を外し發信音を聞いてから呼出器の廻轉盤をお廻し下さい。

發信音が聞えましたら局番號次に電話番號を順次に廻轉すると機械的に相手方につながるのであります。呼出器の構造は極めて複雑で微妙な働きをするのですから正規の取扱方を嚴守せなければ誤接續や故障の因となります。

發信音が聞えぬのに廻しても何んにもなりません、受話器をはづしても發信音の聞えぬときは局内の中繼線がふさがつてゐるのですから一旦受話器を掛けて引込み相當の時間がたつてから又願ひます。

廻轉盤は右へ指止めの所まで早く確かり廻してから指を抜いて頂きます。

廻轉盤を廻すのには右手の人差指をお使ひ下さい、鉛筆や「ペン」軸などをお使ひになると、往々呼出器を破損することになりますから御注意を願ひます。

數字の孔を取違へたり、廻す途中で止めたり又は後戻りなどのせぬやう指止迄きつちり廻すやう御注意を願ひます。

若し呼出しの途中に斯様な誤りがあつたならば直ぐに受話器を掛けて更に最初から呼び直して頂きます、正しくない廻し方を爲さると、接續が出来ない計りでなく往々誤接續となり多數の人に御迷惑を掛けることとなります。

廻轉盤が後戻りして元の位置に復する速度を妨げぬ様にお願ひ致します。

後戻りして舊位置に来て止まるのには、常

に一定の速度を保つて居ります、此の速度は交換機の働く固有速度と一致させてありますから、勝手に之を早くしたり又は遅くして見たりすると交換機の働きに狂ひを起さしめるので誤接続や接続不能の事故を起すこととなります。

使用中に受話器の掛金物を動かさぬ様御注意を願ひます。

若し呼出しの手續中に此の掛金物を動かすと折角それ迄につながつた局内線が全部切れて終ひます。

呼出しの手續中に話中音が聞えて来たならば直ぐに受話器を掛けて引込み、暫くたつてから呼出しをして頂きます。

話中音は概して局番と電話番号とのどの数字を廻した後にも聞かれることのある信號であります、そして此の信號に限つて、一旦聞え出したなら、受話器を外してある間は何時迄も止まない性質のものでありますから、若し話中音が聞えたならば受話器を掛けて引込み改めて出て見るやうにして頂きたいのであります。

番號の最後の数字を廻し終つて呼出音が聞え

ましたら其の儘相手の出て来るのをお待ち下さい。

呼出しを終つて双方の電話機がつながると同時に發信者の方へ呼出音が聞えたならば受話器を耳に當てた儘相手の出て来るのを待つて頂きます。若し相當の時間待つても相手が出なければ受話器を掛けてお引込み下さい、此の場合は相手方が電話機の側に居ないかして出て来ないのでありますから。

(三)通話中に於ける御注意

通話中に受話器の掛金物を上げ下げしたり又は袖などのさはらぬやう御注意を願ひます。

受話器の掛金物は平常受話器を掛けて置くだけの道具でなく、之を上げれば呼出手續の第一歩を踏み出したことになり、自働式では通話中掛金物を動かすと多くの場合は接続を断たれて終ひます。

手働式電話を使つた慣習で話が遠いからとか、或は出方が遅いからとか云つて之を動かさぬ様に氣を付けられることが大切であります。

呼出器の廻轉盤も通話中に動かしたり又はいじつたりすることのない様に御注意を願ひます

呼出器は居ながらにして相手を呼び出すと云ふ極めて微妙な働きをする機械で、僅な無理にも故障を起し易いのでありますから之が取扱には特に注意して頂かねばなりません。若し通話中に之を動かしたならば通話途切れたり又は接續が立所に切れて終ひます。

(四)話が済んだ時の御注意

話が済んだら直ぐに受話器を元通りに掛金物にお掛け下さい。

通話が終つても受話器を掛けることを忘れますと、何時までも局内線につながつて居ることになりますから、若し此の間に他から呼んで來ても話中音が出て斷はられることになるのであります。之れはお互の爲に非常な不利益でありますから斯様なことの無い様に御注意を願ひます。

受話器を掛けずに置いたり又は不完全な掛け方をして置くと故障を見做して一時電話線を切つて終ひます。

受話器を外してあることを局の方で知りますと、此のことを加入者に注意する爲に局から強度の信號を送ります。それでも尙ほ其の儘にして置かれると、故障と見做して一時其の線を切りますから電話は不通となつて終ふのであります。

(五)主なる局用電話と非常用電話

主なる局用電話と非常用電話の番號は、局番號なしの三數字ですから廻轉盤を三度お廻しになればつながります。

電話番號の取調、交換に関する問合、機械の故障修理、事故申告等の爲め局へ掛ける時又は出火の際に消防署を呼ぶ電話は局番號を附けずに電話番號のみを以て呼出すのです。そして局用電話の番號の多數は局番號なしの三數字に定められてあります。此の三數字の局用電話は全部無料ですから呼出しても料金はいりません。

尙ほ自働局所屬の加入者番號問合に應ずる係を當局内の一箇所に集中して其係の電話は局番號なしの「100」番と定めてあります。今後自働局所屬加入者が番號を問合せる時に限り、従來の様に加入者の所在地に依つてその所屬を調べ其の局の五百番を呼んで居た煩しきはなくなり、何れの局に屬する加入者の番號でも總て此の「100」番に問合せればよいので極て簡便になつた譯です。併し番號問合せ以外の事柄で、通話停止、加入者の異動、其の他交換上の問合等は其の關係の事柄が自局なれば局番號なしの「114」番へ、他局なれば其の局の「0500」番へ願

ひます。

又電話機械類の故障については、手働式局の加入者の故障の時は従来通り其の局の「六十番」に通知するのです。

自動式局の加入者が自局関係の故障の場合は局番なしで「113」番と三數字で係を呼出し、他局関係の故障の場合は關係他局の「0060」番に通知するのでありますから、關係局の局番號を加へて六數字で呼出すのであります。

(六)共同線加入者の取扱方

自動式局の共同加入者から他の一般加入者を呼出す場合の取扱は、自動式局の一般加入者の場合と變りません、併し同一共同線相互の呼出に就ては下記通り手續が違ひます。

先づ局番號を付けず「115」番を呼出して其の儘受話器を掛けて一旦引込み、自分の電話機の電鈴が鳴つて來るのを待つのです。此の際に「115」と廻轉盤を廻す前に發信音の來ることを確めること、其の他廻轉盤の廻し方などは一般の例に依るのです。

受話器を掛けた後に電鈴の鳴るのは相手方を呼び出してゐる證據で、相手方が出て受話器を外せば電鈴は鳴り止みますから、一旦電鈴が鳴つて夫れが止んだ時に出て通話すればよいのです。

若し鳴つて來た電鈴が續いて鳴つて、鳴り止まぬ時は、相手方が電話機の側に居ないか又は呼出に應せぬのです。此の場合は一度受話器を外し、又受話器を掛ければ接續が切れて電鈴が鳴り止みます。

(七)自動交換實施後の實況に徴しての御注意

自動交換に關する電話機の使用方法、使用上の注意等に就ては前に述べて置きましたが、其の實際に就て御使用の狀況を見ますと、電話の呼出や使用方に就て甚だ遺憾に思はれる點が尠くないのであります。仍て之等の事項を特に列記して電話使用者各位の御注意を喚起したいと存じます。

出火通報用電話「112」番の呼出に就て

「112」番は出火を消防署へ通知する場合にのみ呼出す電話でありますのに、實際に就て見ると出火の場所を問合す爲に此の電話を呼出す向が尠くないのです。之が爲め消防署が非常な迷惑をして居りますが、若し此の問合が幅蕪して居る際に肝心の出火を通知しようとしても、話中となつてゐる爲に通知することが出來ない場合が生じて來ますから、斯の様なことのない様に各自注意せられたいのであります。

自働局案内係と市外記録係の電話に就て

自働局加入者の番號問合に應ずる案内係の電話は「100」番であり市外通話の申込を受付ける記録係の電話は「101」番であります、之を混同して呼出す向が多いやうです、どちらも仕事の受持ちが違ひますからお間違ひのない様に願ひます。

三數字で定めた局用電話に就て

案内係や記録係の外に加入者から最も多く呼出される係の電話は何れも無料で、局番號なしの三數字で番號をきめてありますから、之を呼出される際には自働式の加入者は只だ廻轉盤を局番號なしで三度だけお廻しになれば宜しいのであります、そして此の三數字の局用電話は自働式の加入者に対してのみ必要なので手働式の加入者には全く關係がありません。

尙ほ三數字の局用電話を呼ぶ際に局番號を附けたり、三數字以外に「0」を附けたりすると其の局の加入者につながつて其の加入者が迷惑します。

市外通話を申込む際の注意

自働局代表番號の加入者の方から市外通話

を申込まれる場合には短距離區域への時は普通代表番號と其代表加入の電話番號全部を、又長距離區域への時は長距離電話代表番號と其代表加入の電話番號全部（長距離加入電話が一個のみの時は其の電話番號のみ）を記録臺受付者にお申出を願ひます。尙ほ通話を爲される市外各地の相手の方へも、前述の代表番號で申込をせらるゝやう、豫めお打合せ置き下さいますと、著信の場合も代表番號で掛かりますからお互に便利で御座います。

呼出音や話中音の聞えない場合

呼出音、話中音の信號に就ては前述の通りであります、何れも機械又は交換手續上に故障などのない限りは、相手の出るのを待つて居る間に聞える筈のものでありますけれども、此の信號は相手方が自働式であると、手働式であるに依つて、聞えて來るまでの時間に多少の相違がありますが、相當の時間を待つても聞えない場合があつたならば、それは設備又は交換上に事故があるのですから、一旦切つて更に掛け直して見て頂きます。

電 話 案 内

電話交換成績の良否は、機械的設備の完否、電話使用者の利用方の巧拙、交換手の取扱振の良否に依るのでありますから、御使用になる方も電話と云ふものに對して、充分の理解と同情を以て戴きたいと存じます。

單に相手方の返事が遅いと云ふ事でも、仔細に調べれば機械の故障もあり、相手の出方の遅いのもあり、使用方法のわるい場合もあり、一概に交換手の過ちとのみ申されない場合が寧ろ多いのであります。

諸般の手續に致しましても、可成加入者各位の御便利を圖ると云ふ事を念としては居りますが、何分多數の加入者の事でありますから、整理及監督上困難を來す様な事までは、便宜に取計ひ兼ねるものもあります、従て或る點までは加入者各位も其の事情を御諒解下さつて、當局の希望も容れて戴きたいと思ひます。取扱上に就て御氣付の點又は御不審の點がありましたら、御遠慮なく御尋ね下さる様希望いたします。

以下に掲げた事は大体電話を御利用になるに心得て置いて戴かねばならぬ事でありまして、是非御一讀を願ひます。

手働式局加入者各位が日常電話を御使用の際、疑問とせらるゝ様の事は次項に電話問答として掲げて置きましたから併せて御覽下さい。

(一) 手働式局加入者の 電話使用方法

電話をお掛けになる方はどなたも無用な手數と時間を省く爲に、下記の事柄に御注意を願ひます。

一般加入者の取扱方

(甲) 局を呼ぶとき

1. 手働式の電話から他の何れの局の加入者を呼ぶのにも従来通りの手續でよいのであります。受話器をはづし耳に當てたまふ交換手の出るのを待ち、相手方の局名と電話番号とを告げて下さい、只此の場合に「局番號」で請求せぬ様にして下さい。

電話は可成給仕さんや女中さんに呼ばせずに直接お掛け下さい。

交換手の出たときは、直ぐに番號を告げ、空しく交換手を待たせぬ様にして下さい。

局名を局番號で呼ぶ様な、少しでも交換手の荷を重くし又は取扱の手續を狂はせる様な心配のある請求の仕方は避けて頂かねと、多數の加入者に迷惑をかけることとなります。

電話番号が變つたときは、速に御取引先へ御知らせ下さい。

番號簿は常に現在にして置くことは誠に困難でありますから、お互にお知らせになるのが便利です。

相手の電話番号に異動のあつたときは、番號簿を訂正して置き何度も五百番や自働 100番へ問合せぬ様に願ひます。

度々お掛けになる電話は、巻尾の電話番号書抜等へお控へ置き下さい。

局を呼ぶのに、受話器掛金物をあまり長く上げ下げして局に信號するときは、交換手が出たくも出られぬことがあります。

相手方を呼出した儘引込まぬ様にして下さい

2. 相手方が通話中か又は線が塞がつて居る時は、交換手から「お話中」と答へますから、暫くたつてから改めてお呼び下さい。

3. 代表番号の加入者へ掛けるには、代表番号以外の番号を呼びぬ様にして下さい。

番號簿に大手28-2000(5)とあるのは2000番から2004番までであると云ふ事ですから、此の加入者へ掛けるには大手2000番とお告げになれば、交換手は大手2000番から2004番迄を調べて話中でないのにつなぎます。

尤も長距離通話は、其の資格のある電話に限ります。

代表番号の加入者が相手方から、番号を聞かれたときは、代表以外の番号は答へぬ事にして下さい、掛けた方は相手違と思ひます。

4. 共同線加入者に通話する場合は、單に其の電話番号を交換手にお告げ下さい。

「連接」加入者と通話する場合は、先づ本加入者を呼出し、本加入者がお出になつたら更に「連接」と告げて連接加入者につなぐことを依頼して下さい。

5. 呼出音と話中音とを能く聞き分けて下さい。

話中音は從來通「ジーター」と斷續して聞える信號音であります、呼出音は相手番号をお告げになつてから「ツーツー」と斷續して聞える信號音であります、音色も違ひ判別し易いやうであります、突嗟の場合聞き誤まる事が尠くなくあらうかと存じます。

6. 呼出音が聞えてから相當の時間待つても相手の出ない時は一旦受話器を掛けてお引込みを願ひます。

自動式との交換の連絡を良くする爲に機械の一部を改造しました結果、手働式の電話にも「呼出音」が聞えることになりました。交換手に相手番号をお告げになつて呼出音が聞えてから、相當の時間お待ちになつても相手の出ない時は、相手方が留守などなものですから一旦お引込みを願ひます。

此の時に受話器を耳に當てた儘掛金物を三四回上下し、交換手を呼んで其の旨をお告げにならぬと、通話度数を登算される虞れがあり

ます。

7. 呼出音も話中音も聞えず又相手も出て來ない時は受話器を掛けて一旦お引込みを願ひます。

呼出音、話中音の信號に就ては前述の通りであります、何れも機械又は交換手續上に故障などの無い限りは相手の出るのを待つて間に必らず聞える筈のものでありますから、若し聞えない場合があつたならば、それは前と同様な手續で設備又は交換上に事故があるのですから、受話器を耳に當てた儘交換手を呼んで其の旨をお告げにならぬと通話度数を登算される虞れがあります。

それから、自動式へ掛けた場合の呼出音は、非常に微かで殆んど聞きとれないことがあつて甚だ不便であります所から、之を明瞭に聞えるやうにする爲に改良の手配中ですが、之が完成される迄は使用上特に注意して頂きたいのであります。

8. 判らぬ電話番号を問合すのには自動百番又は各局の五百番をお呼び下さい。

自動式加入者の番号を問合はす爲に案内係を呼ぶ場合には「自動百番」を請求し、又手働式局の加入者番号を聞くのには夫れ夫れ所屬局の五百番を呼んで調べさせて頂きます。

9. 交換手が下記の場合御尋ねした事は、明瞭にお答へ下さい。

A 通話料金の合同計算でない共同線又は連接加入者が他へお掛けになるとき、其の番号又は本加入連接加入の區別をお尋ねしたとき、お答が明瞭でないと通話度数の計算が混同することになります。

B 相手番号を問返したとき又は交換手の問返しが間違つて居たのを訂正せられぬと相手違ひを起します。

C 相手加入者が出ない爲に交換手を呼出されたとき、番号の問返しに對しお答がないと間違なくつないであるかどうかを確める事が出來

ません。

交換手へは交換以外の事はお話しにならぬ様に願ひます。

交換手は忙しくて逆でも御満足の行く様に、お答へは出来ない場合が多いばかりでなく、他の取扱が遅れ、一般の加入者まで迷惑いたしますから、「監督」又は其の局8000番(市外は大手28-0000)をお呼び出しになつて、分局長又は主事へ直接お話し下さい。

(乙) 番號の呼び方

1. 相手方の局名、番號があいまいであつたり、呼び方が不明瞭ですと間違の因で、お互に迷惑をしますから、局名と番號は番號簿でよく確めてから、「ハッキリ」とお呼び下さい。

加入者の過失で相手方の番號を間違へたときは有料でありますから、前以てお調べ下さい、相手方の番號が不明又はあいまいで、番號簿をお調べになつても判らぬときは其の局五百番へお尋ね下さい、自働式局加入者の番號調べは、「自働 100」番とお呼びになればよいのです。

2. 三と千(例へば三十と千十、三百と千百)一と七と八(例へば十一と十七と十八)六と八(例へば六百と八百)、十と九(例へば百十と百九)等は間違ひ易いのです、一、二(千位百位のとき)四、七、九、一千は振假名通りお呼び下さい。

(丙) 局から呼ばれたとき

1. ベルが鳴りますから、直ぐに受話器を掛金物からはづし、耳にあて「何某です」又は「何局何番です」と、自分の名又は番號をお答へ下さい。

返事は「モシモシ」と云はず直ぐに名前を答へる事にすれば掛けた方は相手を確める必要もなく、お互に時間が省けます。

2. 通話中交換手から「モシタタ」と呼ばれたとき

は、直ぐに「話中」と答へて下さい。お答がないと話済と認めて、交換手はつないである線をきります。

お話は可成手短に済ませる様にして下さい、他からかける方が通話が出来ないばかりでなく限りある中繼線を塞いで、一般の加入者にも迷惑をかけます、公衆電話や市外通話などでは殊に双方の迷惑になります。

3. 通話中切断されたときは、著信者は受話器を掛けた儘発信者から更に呼出して来るのをお待ち下さい。直ぐ局をお呼びになつても双方共「お話中」とお断りする事になります。
4. 話済のときは直ぐに受話器を掛金物に掛けて下さい。

受話器をはづし放しにすると故障となり、他から呼んで来てもつなぐ事が出来ません。受話器は細い方を上にして掛けて下さい。

5. 自働式電話から掛つた通話が済んでも接續が切れない時は直ぐに受話器を掛けて引込み、暫くしてから出て見て頂きます。

自働式の電話から呼ばれた通話が済んで引續いて他へ掛けやうとしても話が切れずに居る時は、受話器を掛けて一旦引込み、更に相當の時間がたつてから出て見るやうにして頂きます。相手が受話器を掛けずに置くか又は掛けても不完全であると局で発見して切るまでは切れずに居ます、斯様な時に掛金物をいくら動かしても、勿論切れもせず、又交換手も出やう答がないのですから、一旦引込み二三分間たつてから改めてお掛け下さい。

6. 話の途中で交換手を呼出すには、手で受話器の掛金物を静かに(一秒間に一回上下する位の速さで)三四回上下に動かして下さい、通話中電話機を離れる場合には、決して受話器を掛金物に掛けてはいけません、若しお掛けになると話済と認め切断致します。

共同線加入者の取扱方

他の加入者へかけるには受話器をはづし、其の相手方が他と通話中でないことを確かめて下さい、若し他と通話中のときは受話器を元通り掛けて、話が済むのを待たねばなりません。

番號の云ひ方は「何番から何局何番」と云つて下さい。度數料合同計算の加入者は普通の呼びかたでよろしいのです。

同一共同線の相手方にかけるには交換手に相手の番號を告げてから、交換手の合圖に依り一度受話器を掛金物に掛け（交換手が相手へ信號する間）暫くたつてはづして相手が出るのをお待ち下さい。

連接加入者のある本加入者の取扱方

「本番から何局何番（相手電話番號）」と云ふ様に交換手に告げて下さい、尤も度數料合同計算の加入者は、普通の呼び方でよろしいのです。

轉換器（スイッチ）の取扱は中々面倒ですから、下記に依つてお取扱ひ下さい。

- A 平常  局を呼ぶときは轉換器の把手（ツマミ）は平常のまゝでよろしいのです
- B 連接加入者から呼んで来たとき  把手を下方に倒して通話が済めば元の通り中央に置くのです
- C 連接加入者から「局へ」と告げられたとき  受話器を掛け把手を上方に倒して置き、通話が済んだ合圖があつたときは、把手を下方に倒し「モシモシ」と呼び懸答がないときは直ぐに受話器を掛け次に把手を元の通り中央に置くのです
- D 他の加入者から連接加入者（2）を呼んで来たとき（1）  受話器を掛けて把手を下方に倒し、發電機を廻して連接加入者を呼出してから、把手を上方へ倒して置くのです、通話が済んだ合圖があつたときは、前例に依り話済かどうかを確かめ把手は中央に戻して置くのです

本加入者が連接加入者を呼ぶとき



把手を下方に倒し發電機を廻して連接加入者を呼出し、話が済んでから中央に戻して置くのです、連接加入者と通話中に他の加入者から呼んで来たときは連接加入者に其旨を告げ直ぐに話を止めて他の加入者に應答するのです

他の加入者と通話中に連接加入者から呼んで来たとき



通話の相手方に断り一旦把手を下方に倒し、「他と話中である」と告げ把手を中央に置き前の加入者との通話が済んでから連接加入者と通話して下さい

連接加入者の取扱方

局を呼ぶときは受話器を掛けた儘、發電機を廻して本加入者を呼出し「局へ」と告げ、交換手の出るのを待つて『連接から何局何番（相手方電話番號）』と告げて下さい。尤も度數料合同計算の加入者は、普通の呼びかたでよろしいのです、話済のときは話済の合圖として、受話器を掛けてから必ず發電機の把手を二三次手早く廻さねばなりません、他の加入者から掛つたときも同様です。

本加入者と通話するときは受話器を掛けた儘、發電機を廻し本加入者を呼び、話が済めば其の儘受話器を掛ければよいのです。

（二）市外通話

市外通話の請求 は局を呼んで單に「記録」（自

働局では 10I（局番號なしの三數字）と廻轉盤を廻す）と言つて下さい、記録交換手が出て「どちらへお掛けですか」とお尋ねしましたら、相手の地名、電話番號と自分の電話番號と通話種別（例へば普通報とか至急報とか）とを告げて一旦電話をお切り下さい、後刻通話の順番が来たとき局からお呼び致します。

市外交換手が出て地名番號通話種別などを反覆したときは、地名番號種別に間違がないかどうかをよく

御注意下さい。

長距離通話は、其の通話の出来る資格のある加入者相互間に限ります。但し御自分の方に其の資格がなくとも、附近の通話取扱局へ行つて請求なされば、通話が出来ます（先方が長距離加入でない時は「呼出電話」の方法に依り先方の人を局へ呼出して通話することが出来ます）。

代表番号の手働局加入者が市外通話を申込みときは代表番号の旨を交換手に告げて下さい、自働局加入者は短距離区域へ申込み時は其の代表番号と其の代表加入の電話番号總数を、又長距離区域へ申込みときは長距離代表番号と其の代表加入の長距離電話の番号全部（長距離加入電話が一個の時は其の電話番号のみ）をお告げ下さい。

市外通話専用電話から通話をする場合は申込の際、請求者電話番号の外、専用電話番号をお告げ下さい。

（例へば加入電話浪花百番専用電話浪花専用一番から申込み時は「浪花百番の浪花専用一番」をお告げ下さい。

市外通話請求の後は通話の順番が何時來ても、通話が出来様お申込になつた番号の電話は話中でないように、又通話をなさる方が直ぐ掛れる様にお仕度をして置いて下さい。

市外通話の順番が來たとき其の電話が話中のときは、後廻しの取扱を致します。但し後記の様に市内加入者と話中のときは、市外通話の種類により市内通話を中斷致します。

通話区域 東京から通話の出来る區域及び東京の加入區域内の通話取扱局名は巻尾に掲載してあります。

至急通話 市外通話の取扱順序は總て受付順でありますから、特に至急を要するものは「至急通話」としてお申込になると「普通通話」よりも先順位に取扱ひます、料金は普通通話料の二倍です。

定時通話 は一定の時間に相手加入者と通話する場合に利用なされば大變便利で料金は普通通話料の四倍です、現在東京から定時通話區域になつて居る處は、巻尾の通話區域表中◎印のある箇所です。

此の申込をするには前日午後六時以後指定時刻一時間以前に請求すればよろしいのです、請求の際は「記録」と呼んで「定時」と言つて希望時刻と時數を付け加へ他は一般市外通話と同じ様にお申込下さい。

夜間通話 は普通通話料三十錢以上の土地との通話で、午後八時から翌日午前七時までに取扱ふものに限り（申込は午後七時から受け取ります）夜間通話として取扱ひ、料金は二、三割方安くなつて居ります。

市外通話を接続するとき は加入者を呼んで其の旨お知らせ致しますから、何時でも通話が出来様呼ばれた儘待つて居て下さい、交換手が「お出になりましたからお話下さい」と言つたら直ぐ通話を始めて下さい。

長距離通話、定時通話、預約通話をつなぐとき、關係加入者が他の市内加入者と通話中のときは、其の旨を御断りして其の通話を中斷し、市外の通話をつなぐことになつて居ります。定時通話や預約通話は指定の通話時刻前に何時でも通話が出事様に準備をして置いて下さい。

定時通話は取扱上の都合に依り、指定時刻の前後十五分間繰上げ又は繰下げ取扱ふことがあります。

市外通話時間 は三分を一通話時と致しまして「お話し下さい」と言つた時から時間を計りません、一度の通話は他に通話の請求がない場合の

外、三通話(九分)を超えて通話することが出来ません、但し豫約通話、定時通話の取扱上必要あるときは二通話に止めることがあります。

話中に時間が来たときは、交換手から其の旨を各通話時間の終り毎にお知らせ致します。三通話目の時間が来たときは其の話を切斷致します。

市外通話の取消 は「市外五百番」(自働局では局番なし三数字 104番)を呼んでお申込下さい。次の様な場合の外は別に取消料金は要りませぬ。

イ、機械線路の故障でなく通話の開始を交換手がお知らせしやうとしたときに加入者のどちらかゞ应答のないとき(但し請求後普通通話は四十分至急通話は二十分間を経過したときは取消料金は要りません)。

ロ、通話の順番が来て接続する旨を交換手が告げたのに對し加入者のどちらかゞ不要、不在等の爲め通話をしない旨の申出のあつたとき。

ハ、定時通話の請求を取消し又は時数を接続通知前に減少したとき。(此の場合には時間に關係なく取消料金が要ります)。

呼出電話 は電話に加入して居ない人を附近の局へ呼出して貰つて通話する方法であります。此の請求をするには大手7000番(自働式局では28-7000番)を呼出し、相手の居所氏名と自分の電話番号をお告げになればよろしいのです。(自働局加入者へは相手の居所氏名を局から改めて呼返へしてお聞きします) 請求者は呼出料の外に相手が出たときに通話するに要する通話料とを納めなければなりません。

市外番號の問合せ 通話区域内各局加入者の電話番号で不明のものは、大手6000番(自働局では局番なし三数字の 105番)へお尋ね下さい。

通話種別變更、待合時間の問合せ 其の他市外通話に關してのお尋ねは、市外五百番(自働局では局番なし三数字 104番)とお告げ下されば何れの局からでも其の係へつなぎます。

(三) 電話の料金

料金の區別其の他

料金の區別 加入者の納める料金中(イ)は御話をしてもしなくともお納めにならなければなりません。(ロ)の料金は市内通話をする毎に(ハ)は市外通話の都度巻末にある市外通話料を納めなければなりません。

(イ)基本料	年額	{ 單獨加入 共同線加(甲、乙、共) 入(各別に) (連接加入) }	四十圓
			二十九圓
			十六圓

(ロ)度数料 市内通話一度毎に 三 錢
(區域外加入者は外に五錢づゝ要ります)

(ハ)市外通話料 市外通話をする度毎に別に定められた料金

基本料は電話に加入して居る間は電話機を一時取外してあつても其の料金は徴收されます。

料金取消 次の様な場合は通話が出来ぬのですから無料になります。(ハ)の様な場合には受話器を掛けずに掛金物を二、三回上下して交換手を呼び其の旨を告げて下さい、さもないと有料になります。

- (イ) 相手方がお話中又はお出にならないとき
 - (ロ) 相手方が空番、機械取外、發信専用、通話停止等の爲接續の出来ぬとき
 - (ハ) 局の過失で相手番號を間違へたとき又は話中の加入者へつないだとき
 - (ニ) 電話に故障があつて通話が出来ぬとき
 - (ホ) 市外通話の爲規則に依て切られたとき
- 加入者の不注意で相手方の番號を間違へたときは無料にはなりませんから疑はしい加入者の番號などは番號簿等でよくお調べの上お掛け下さい。

無料の電話

局にお掛けになる電話でも度數料を徴收致しますが、お掛けになる場所に依つては**無料で取扱ます** 其の電話は本簿表紙の内側に掲載してある**無印の電話**が夫れであります。

料金の日割計算

期中途中で電話が開通し、又は機械の増設、私設電話機の接續、長距離通話装置をし、郡部へ移轉したとき等は、其の日から増加した次の料金に對して日割計算になります。日割計算の方法は開通の日から其の期の終りまでの日數に料金の年額を「カケ」て一年の日數三百六十五日で「ワル」と料金が出ます。例へば四月十日に乙號卓上電話機を一箇増設致しますと

$$\frac{22\text{円} \times 82\text{日}}{365} = 4.940\text{円}$$

即ち第一期分の附加使用料日割は四圓九十四錢であります。

設備廢止掲載請求取消

増設機械の撤去、長距離通話装置を廢止する場合は當該期の末日から十五日前に其の撤廢の請求をなさらぬと、機械や装置は撤廢されて居ても、次期分の料金は全額納めなければなりません。

他人名義掲載、重複掲載廢止の場合も、毎年三月十六日までに取消請求がないと、番號簿に掲載しなくても、次の年度分の料金は全額納付しなければなりません。(本項に就ては次項の「番號簿掲載請求及取消」と巻尾にある「請求書を御提出になる加入者各位へ」の部参照)

料金の納期

電話の使用料等

電話料金の内、次の料金は現金で郵便局へ納めるので必ず納付期限の十日位前に「納入告知書」を送付致します。

- (イ) 基本料、附加使用料、度數料、は一期間の三箇月分を合計して四月、七月、十月、一月の各々其の月の末日が納期限です、度數料は御使用になつた後に三箇月分宛を計算致しますが、基本料は電話を御使用になつてもならなくても一期間宛を前に納めなければなりません、又附加使用料も増設機械類の撤去、廢止、長距離通話装置の廢止等の御請求のない間は基本料と同様です。基本料、附加使用料、度數料の納付期間は下記の通りです。

第一期は 四月一日より 六月三十日まで

第二期は 七月一日より 九月三十日まで

第三期は 十月一日より十二月三十一日まで

第四期は 一月一日より 三月三十一日まで

(ロ) 電話線接続料は郡部へ電話を設置するとき
或は郡部で電話機を移轉するときに限り、一丁
迄毎に十八圓宛を納めるので、謂はゞ郡部線路
の架設費と云つた様な性質の料金です、此の料
金をお納めになつてから工事をすることになつ
て居りますから、早くお納めになれば夫れだけ
早くかゝる譯です。

(ハ) 電話補修費は機械を破損、亡失のとき其の
部分の修繕費又は辨償金です。

(ニ) 電話番號簿掲載料は電話番號に左の名義
や場所の掲載方を御請求のとき掲載種別に従つ
て毎年四月十日迄にお納めになるのです。

他人名義掲載 二十五圓(電話使用者正名掲載一
箇所毎に)

重複掲載 五圓(原號、稱號の見出しで
別に掲載一箇所毎に)

使用者名義掲載 十五圓(甲種増設機を別人が
使用の場合其の使用者
名を掲載一名義毎に)

設置場所掲載 二圓五十錢(甲種増設機械や私設電
話のある場所を掲載
一箇所毎に)

(ホ) 電話通話料は當局電話加入者相互の通話以
外の通話料金で例へば趣町に住んで居る電話の
ない人を呼出して通話をする時の呼出料や横濱
とか水戸とかへ話をする市外通話料や市外通話
申込の取消料等で其の月の分を合計して通話を
した翌月の二十日迄に納めるのです。

上記の料金は當局から納入告知書を機械設置場所を
肩書にして加入者に宛て郵送し、其の金額をお知ら
せ致します。納入告知書は納入期日より凡そ十日前
に郵送致しますから、萬一其の期日になつても、届か
なければ料金課 { 青山33-7050⁽⁹⁾
7065⁽⁶⁾ } へお問合せ下さ

い。納入期までに何等お申出がないときは、お手許
に届いて居るものとして處理致します。

電話の使用者と加入者と違ふ場合に使用者が加入者
の名前を知らない爲「宛名の者は同居せず」等の付箋
をして告知書や書面をお返しになる方がありますが、
局では止むを得ず加入者の住所へ再送致しますが、
こんなことのない様に他人名義の電話を借りて使用
して居られる向は能く名義人と連絡をとつて行違の
ない様にして下さい。

機械設置場所と加入者の住所と相違する場合、納入
告知書を加入者の住所に宛て發送を希望される向は
豫め料金課へ書面で其の旨をお申出下さい。

料金滞納、通話停止、加入除名

電話使用料市外通話料

及附加使用料等を告

知書に指定してある期日までにお納めにならぬと
きは、其の滞納期間中、止むを得ず通話を停止
致します。

通話停止

の處分を受けて三十日を経過

したとき又は其の停止度数が一年間に三回以上に
なつたときは、加入から「除名」されることがあり
ます。

除名された方

は除名の日から一年を経過せ

ら中は當局の加入者になることが出来ませぬ。

料金還付請求の期間

大體下記の通です、詳細は電話規則十七條を御覽下
さい。

- イ { 加入登記料
番號簿掲載料
機械移轉料
電話線接續料 } 六十日間
- ロ { 誤徴収の料金又は電話
使用料及附加使用料 } 五箇月間

イ種	田	包	重	別段の請求がないと並帯の發音に依り夫々右欄の部類に入れられる場合があります	タの部
イ鴨	脚	清	治		カの部
ユウ香	西	清	治		カの部
ウ香	西	富	久		コの部

（名も所帯名がないときは「セイジ」か「キヨハル」か不明なものも「フク」か「トモヒサ」か不明）

(四) 番號簿掲載請求及取消

無料掲載請求

下記例の如き掲載請求は全部無料であり、他人名義掲載、重複掲載等は料金を要しますから下記の「有料掲載の請求及取消」の項を御覽の上掲載請求書をお差出し下さい。

(イ) 職業名を加味した氏名で掲載を希望せらるるもの

大山理髮店	別段の掲載請求がなければ右欄の通氏名のみしか掲載されません	大山元吉
岡田小兒科醫院		岡田玄庵

(ロ) 稱號に職業名を加味して掲載を希望せらるるもの

越後屋呉服店	山本辰吉	別段の掲載請求がなければ右欄の通氏名のみしか掲載されません	山本辰吉
桃太郎團子	瀧田三吉		瀧田三吉
壽旅館	山本とよ		山本とよ

(ハ) 稱號及氏名の掲載を希望せらるるもの

壽司幸	加藤幸吉	別段の掲載請求がなければ右欄の通氏名のみしか掲載されません	加藤幸吉
末廣	柴崎豊吉		柴崎豊吉
田島清吉	濱田屋		田島清吉
田中貞吉	田中資生堂		田中貞吉

下記の如く氏名が通俗の發音に依らざるもの又は通讀困難のものも間違を防ぐ爲に掲載請求書をお差出下さる様願ひます。

有料掲載の請求及取消

他人の電話を借りて

使用して居られる方は、四月一日までに名義人から他人名義掲載請求書（番號簿末尾掲載第三十六號書式）を出す様にお取運びにならぬと自分の名義では番號簿に掲載されませぬ。掲載料は年額二十五圓です。

番號簿二箇所以上に掲載（例へばイの部に伊藤三吉と氏名で掲載しタの部に田島屋伊藤三吉と稱號で掲載するの類）を請求されると、氏名でも稱號でも電話番號が判明すると云ふ利便があります。

其の掲載御希望の加入者は四月一日までに請求書（第三十七號書式）を御提出下さい。掲載料は一箇所毎に年額五圓です。

豫て他人名義又は重複掲載請求のしてある方で、翌年度番號簿に掲載の必要のなくなつた方は

毎年三月十六日 までに其の取消請求書を當局加入課へ御提出にならぬと番號簿には掲載されなくとも次年度分の料金を徴収されます。

甲種増設使用者名義掲載、増設及接續電話機設置場所掲載と云ふ方法もあります。其の番號簿掲載の體裁は大體當局加入課の電話の様に表示されるのであります（番號簿表紙裏を御参照下さい）掲載料は前者は一名義毎に年額十五圓、後者は一箇所毎に年額二圓五十錢であります。

番號簿掲載省略 他人に多くの電話を貸して居られる加入者及番號簿へ掲載を希望されぬ加入者は、番號簿掲載省略請求書（第四十號書式）を四月一日までに御提出下さい。殊に貸電話を澤山所有して居られる向で前記の他人名義掲載請求もなさぬ方は、番號簿へ其の電話を掲載しても何の役にも立たぬのですから、掲載省略請求をお差出し下さる様願致します。

(五) 代表番號の取扱請求

同一の掲載名義で二箇以上連続した番號をお持の方は、何れの番號の電話につながれても用談を辨し得る様に設備してある場合（例へば私設電話機を接続してあるか又は連続番號の電話が同一場所に在る様な場合）は代表番號取扱の請求が出来ます。代表番號の取扱方を御請求になれば、下記のように最先順位の番號のみを電話番號簿に見易い様に違つた形式と活字で登載されます。

A. 代表番號の掲載

何山何太郎 …… 〇(1)小石川85-1000(4)

B. 普通の掲載

何山何太郎 …… { 〇小石川85-1000
小石川85-1001
小石川85-1002
小石川85-1003

手働式局

A. 代表番號の掲載

何山何太郎 …… { 京橋56-1101
〇(2)京橋58-1103 } (4)

B. 普通の掲載

何山何太郎 …… { 京橋56-1101
京橋56-1102
〇京橋56-1103
〇京橋56-1104

自働式局

代表番號を呼んで接続を請求されると、其の内話中でない番號に接続されますから、通話者雙方及電話交換作業上の手勢時間が大いに省かれます。代表番號に依る加入者は市外通話呼出等の請求をなさるにも、名刺廣告等に番號を印刷されるにも、必ず代表番號のみを表示する事が必要です。

自働式局加入者は機械設備の関係で、掲載例にもある通り短距離と長距離とは別々に代表番號を定められることになつて居ります。従て自働式局の掲載例で申せば市内通話及び普通の市外通話區域と通話する場合は京橋1101番で四加入の電話中、話中でないものにつながりますが、長距離通話の場合は京橋1103番以下二加入だけより使用出来ません。

代表番號の取扱を受ける加入者の電話で、連続番號になつてゐないものは、勿論其の電話番號は番號簿に掲載されます。

代表番號の取扱を請求された連続番號の電話は、可成異動させない様にして下さい。止むを得ず之を動かすときは終りのものから異動して下さい。番號が連続せぬと代表番號の取扱が出来なくなります。

(六) 電報託送

電話加入者が其の電話で電報を出したり又は受けたりしようと思ふときは、豫め東京中央電信局へ届出て、其の取扱を受ける事が出来ます、詳細は巻尾の電話託送電報發受心得に就て御覽下さい。



電話使用上注意すべき事柄

(一) 自働式電話を御使用 になる方へ御注意

◆廻轉盤に関する注意

- 廻轉盤は發信音が聞えてから廻すこと
- 廻轉盤は指止まできつちり廻して放すこと
- 先づ局番號を廻してから電話番號を廻すこと
- 「0」も番號の中ですから必ず廻すこと
- 廻轉盤は途中で廻轉を止めたり後戻りさせぬこと
- 番號を廻し違へたら一旦受話器を掛けて又最初から呼び直すこと
- 廻轉盤を廻す途中で掛金物に觸れぬこと

◆呼出し上の注意

- ◎度々お掛けになる電話番號等は本簿最終の電話番號書抜欄を御利用下さい
- 電話機に向ふ前に相手の局番號と電話番號とを能く確めること
- ◎呼出中に「ジージー」と云ふ斷續音が聞えたら話中です
- 呼出中に「ツーツー」と云ふ斷續音が聞えたら先方につながつて「ベル」が鳴つて居るのです
- 同一共同線相互間の通話に115番(局番號なしの三數字)へ

◆通話中の注意

- 通話中は廻轉盤に手を觸れぬこと
- ◎通話中に切れたら呼ばれた方は直ぐに受

話器を掛け、掛けた方から更に呼んで来るのを待つこと

市内と通話中には受話器掛金物に手を觸れぬこと

- ◎市外地と通話中に交換手を呼ぶ場合には掛金物を上下すること
- ◎話中に電話機から離れる時は受話器を掛金物に掛けぬこと

◆終話後の注意

- ◎話済みのときは必ず受話器(耳にあてる方を下にして)を掛金物に掛けること
- ◎受話器をはづし放しにすると一時線を切ります

◆電話番號の取調

- 市内加入者の電話番號が分らぬ時は「100」番(局番號なしの三數字)へ
- 市外各地加入者の電話番號を聞くのには「105」番(局番號なしの三數字)へ

◆電話の故障

- 自局電話の故障に就ては「113」番(局番號なしの三數字)へ
- ◎他局電話の故障に就ては故障電話の屬する局の「0060」番(局番號を附けて六數字)へ

◆「火事」通報上の注意

- 出火の場所を消防署に知らせるには「112」番(局番號なしの三數字)へ
- 出火の場所を聞く爲に「112」番を呼ばぬこと

◆電話託送電報に就ての注意

◎電報は「34-5001」へ（詳細は巻尾「電話託送電報
發受心得」参照のこと）

◆事務用電話に就ての注意

自動式分局長への申告は「116」番（局番號
なしの三數字）へ

◎加入事務に關することは…28- $\begin{cases} 3000(5) \\ 3800(2) \end{cases}$ へ

◎料金に關することは………36- $\begin{cases} 7060(5) \\ 7065(5) \end{cases}$ へ

◎電話の工事に關することは…36- 7055へ

◆尚詳しい使用上の注意に就ては「自動式電
話の取扱に就て」を御覽下されると一層判明
致します

◎印の項に就ては自動式局加入者も手働式局加入
者も同様に御注意を願ひます

(二) 手働式電話を御使用 になる方へ御注意

◆呼出し上の注意

◎度々お掛けになる電話番號等は本簿最終
の電話番號書抜欄を御利用下さい
相手の局名と番號は能く確めた上明瞭に
交換手へ

交換手へは交換上の要件だけを告げるこ
と

◎交換手に番號を告げた後「ジージー」と云
ふ斷續音が聞えたら話中です

◎「ツーツー」と云ふ斷續音が聞えたら先方
につながつて「ベル」が鳴つて居るので
す

◆通話中の注意

◎通話中に切れたら呼ばれた方は直ぐに受
話器を掛け、掛けた方から更に呼んで來
るのを待つこと

通話中に交換手をお呼びになるには受話

器の掛金物を三四回上下すること

◆終話後の注意

◎話済みの時は必ず受話器（耳に當る方を
下にして）を掛金物に掛けること

◎受話器をはづし放しにすると一時障病と
見做され不通となります

◆電話番號の取調

自動式局加入者の電話番號を聞くのには交
換手に「自動百番」と告げ自動局の案内係
へ

手働式局加入者の電話番號を聞くのには相
手加入者の屬する局の五百番へ

市外各地加入者の電話番號を聞くのには
「大手6000番」へ

◆電話の故障

電話の故障に就ては故障電話の屬する局の
「六十番」へ

◆「火事」通報上の注意

出火の場所を消防署へ知らせるには交換手
に「火事」と明瞭に告げること

◆電話託送電報に就ての注意

◎電報は牛込5001番へ（詳細は巻尾の「電話託送
電報發受心得」を参照のこと）

◆事務用電話に就ての注意

電話の申告は自局8000番へ

◎加入事務に關することは…大手 $\begin{cases} 3000番(5) \\ 3800番(2) \end{cases}$ へ

◎料金に關することは………青山 $\begin{cases} 7060番(5) \\ 7065番(5) \end{cases}$ へ

◎電話の工事に就ては………青山7055番へ

◆尚詳しい使用上の注意に就ては次項の「電
話案内」を御覽下されると一層判明致します

◎印の項に就ては手働式局加入者も自動式局加入
者も同様に御注意を願ひます

手働式電話問答

(一) 交換の取扱方

交換手は大抵何秒で出るか

加入者がお呼びになると局ではランプが点火しますから、受持の交換手は直に「何番へ」と御返事致します。尤も一人で大勢の加入者を受持つて居る爲に、交換手の方では随分忙がしいので、呼ばれてから多少の時間お待たせするのですが、この時間は遅くとも十秒以内に應答するを標準とします。勿論こんで居る時は十秒以上お待たせする場合がありますが、併し假令十秒と雖も随分待遠ひもので、一分も二分も待たされる感じのするものですから、精々早く出る様氣を付けて居ます。

幾ら呼んでも出ないことのあるのはどうした譯か

交換手は先に呼んだ方から順に御返事しますが、一人の交換手には加入者二百名以内の多數を受持たせてあります。殊に夜間とか早朝とかは其の二倍も三倍もの加入者を受持たせてあります。一時に方々から呼ばれる場合には、勢ひ後の方へは相當の時間がかかります。一日の内で午前は十時、十一時、午後は二時、三時頃が最も忙しい時ですから、どうしても手間がとれます。休祭日の前後の日や、株式相場の變動、火事其の他の突發事件のある時には殊にさうであります。一つつなぐのに、二、三十秒位かかりますから、同時に二、三軒から呼ばれると六、七十秒はかかります。

交換手の應答は一分間以上になつたのは特別の事故として處置して居ります。十分も二十分も出ないと云ふ方もありますが、普通そんなに長くか

る事はありません。若し事實左様の事があるときは、それは機械の故障でありますから、早く別の方法で局へお知らせを願ひます。

交換手が怠けて居るのは無いのか

交換手の仕事程度の無いものは多くありません。眼も口も耳も両手も同時に絶えず働かせねばならぬ受身の仕事ですから、自己の都合で一寸、一ブクと云ふ様に仕事のゆとりを取ることが出来ないので、交換手は一時間に二百度位の交換を扱ふのを標準として居りますが、中には新しい者も居り、缺員缺勤者もあるので、三百といふ様な數を扱はねばならぬことがあります。それに監督は大勢後ろに立つて居ます。監査機械で監査されてゐます。仲々怠けて居るどころではありません。これが十二、三歳から十五、六歳のかよわい女子です。殊に直接加入者に應対するのですから随分氣骨が折れます。加入者から叱かれて泣き出す者も屢々あります。電話を使ふ方は交換手の仕事に同情を持つて頂きたいのです。

先方の加入者の出る迄に何秒かゝるか

先方の加入者がお出になる迄には、三十二秒乃至四十五秒位かゝります。ベルが鳴つても直ぐお出にならない。中には五分以上も出ない方があつて、掛けた方も迷惑であり、交換手も随分困ることがあります。ベルの鳴つたときは早く出て頂きたいのです。

幾ら待つても相手が出ない事のあるのはどうした譯か

加入者らか番號を承りますと、先づ先方の局の交換手と呼出して番號を告げます。先方の局では其番號へつなぎながら中繼線を指定して來ますと、其線へつないで置いて電流を送つて先方の加入者

のベルを鳴らします。其後は話済の信號が現はれるまでは次の仕事に移つて居りますから、先方の加入者の出るのを見届けるわけではありません、ですから掛けた方が受話器を耳にして先方の出るのを待つて居らるゝ時に、交換手の方では御話は既に済んだものと間違ふ事もあります、又掛けられた加入者が待兼て幾度もガチャガチャ受話器掛金物を上下する爲、話が済んだものと誤解して接続を切る事もないではありません。

時には先方の宅で受話器を外づして居る事もあります、こんな場合には幾ら待つても先方が出る筈はありません、又機械の故障で先方のベルが鳴らぬ事もあります。

「お話中」と云ふ事はどうして判るか

電氣的方法で容易く判ります、つなく紐線の端を相手番號の孔の口金に當てゝ見るだけでよろしいのです話中ならば交換手の耳へガリガリ音が聞え話中でなければ前の音も聞えませんが、他局の加入者が話中のときは、中継交換手からジージーの音を送りますから、交換手の眼にはランプがついたり消えたりして表はれる爲、「お話中です」と断ることになります、此ジージーの音は加入者の耳に聞えることになつて居ります。

或方が交換手が面倒だといふ加減にお話中だと嘘をつくのではないかと云はれた事がありますが、之は全く邪推であります、尤も機械の故障でお話中の信號が間違つて聞へる事もあります、こんな時には後になつて調べて見たら先方は話も何もし

て居なかつたと云つて、お小言を聞く事がありますが、故意に不實の事を申すではありません。

一つのお話が済んで直ぐ外の加入者へかける爲に局を呼ぶと未だ線が切れて居らぬことのあるのはどうした譯か

お話が済んで受話器を掛けると局の方へ話済のランプが點火しますから、そこで度數を一つ計算に入れてから線を切ります、此のランプがついてから交換手が切る迄には十秒乃至二十秒かゝります、此の切る手續の了る迄の間に加入者から續いて局を呼ばれても直ぐ御返事が出来ぬ場合があります、お話がすんでも受話器を掛けることを忘れられると、話済の信號が出ませんから、交換手が切る事が出来ません。

お話の済んだ後で、すぐ兩方共他へ掛けようとして局を呼ばれると、丁度話中と同様の状態になり局では切る事が出来ませんから、續いて外へ掛けやうとする時には一旦引込み、更に一分位の後局を呼ぶ方が都合よく運びます。

同じ電話へ續いて掛けて交換手が話中と云つたり故障と云つたり出ないと云つたりする事があるのはどうした譯か

交換手の嘘の様に思はれますが、實は機械上當然な次第で、受話器がはづし放しになつて居るので、即ち局では呼出ランプがつき切りになる爲、受持交換手が幾度も出て見ますから、他でつながうとする交換手には話中の信號が聞えます。

又受持交換手が幾度出ても、加入者の返事がないので試験係へ移され、試験係へつながれるので其の間故障の信號が出ます。

然しいくら局から呼んでも、受話器がはづしてあつてはベルが鳴らぬ爲め、加入者は出られぬのであります、之れで最初はお話中ですと云ひ、次には故障ですと云ひ、最後にどうしてもお出でになりせんと答へる様な事になります。

話の途中で切れるのはどうした譯か

これは加入者の最も御迷惑な事ですから、極力注意致しますが其の原因は色々あるのです。

前に述べた通り話済の信號が出なければ切らぬ筈ですが通話の込み合ふ時間には交換臺の幾十本のコードは丁度糸のもつれた様にあちらこちらとつながれてありますから斯う云ふ際に交換手の紐線やランプの見違ひ、お話聲の間違で發信の局か著信の局か何れかで誤つて切る様な事が起ります、又機械の故障か濕氣にもよまして、話済の信號が間違つて顯はれる爲お話中に切る事にも爲ります、之と同時に加入者側の使ひ方が間違となることもあります、即ち話の途中に一寸引込んだり、受話器掛の上げ下げの仕方が悪かつたり、局交換手が「モシモシ」とお尋ねしても御返事が無かつたりすると、話中切斷になる事があります、此外に私設交換手の間違で途中で切れる事があり、或は二階で御話の最中に階下では他の方が知らずにスイッチを切つて外へ掛けやうとしたりする事も少くないのです。

交換手が「何番へ」と云ふのみで引込んで仕舞ふ事があるのはどうした譯か

加入者が番號を云はふとするとモウ引込んで仕舞ふ、之は非常に忙しくて同時に五人も六人も呼んで来る様な時間に往々起る事です、即ち加入者の番號を告げられるのが一寸隙があつたり、又は其聲が交換手の耳に入らなかつたりする爲ですが、多くは交換手が多忙の爲に沈著を缺いて居る場合です、然し幾度も交換手が「何番へ何番へ」と云ふのみで引込むのは、加入者の送話器か交換手の受話器の故障で加入者の聲が聞き取れぬ爲でありますから、早く別の方法で局へお知らせ下さい。

他から掛つて来て話中にポツと切れたから局を呼ぶと「何番へ」と交換手が答へる、局の方で切つて置き乍ら「何番へ」とはどうした譯か

こちらからお掛けになる爲め局を呼べば發信臺の交換手が出て取扱を致します、他から掛つて来る場合には著信の交換手がおつなぎを致します、此發信と著信とは機械が全く異つた場所でありまして交換手も別の者であります、著信臺の機械は一つの局でも數十席ありまして、數十人乃至百數十人の交換手が方々の機械から其番號へつなく事が出来ますから、或加入者が他から呼ばれて来てても、それはどの交換手がどの席の機械でつないだかと云ふ事が、容易に判らぬのです、そこで話中に線が切れてから局を呼ぶと、受持の發信臺でランプがついて、發信の受持交換手が「何番へ」と出ることになります、交換手は其加入者へ何處からつないで来て居たのかも、又切れた事も全く知らないも

のですから、初めて呼ばれたと同じ様に「何番へ」と回答するのです。

此時こちらからもお掛けになると両方で呼び合ふ爲め、どちらも話中の状態になつてつなく事が出来ません、更に掛かつて来るのをお待ちになるのが一番早道で且つ料金を拂ふ必要も起りません。

ベルが鳴るから出て見ると何處からも掛つて来ない、局を呼ぶと「何番へ」と交換手が云ふ、今呼んだではないかと云ふと「済みません間違で御座いました」と答へる又暫くして本當に掛つて来るこもあるのはどう言ふ譯か

著信の交換手が他へつなく時、一寸場所を取り違へて穴へ挿したり、又は間違へて呼んだりする事もあります、機械の故障で自然にベルの鳴ることも無いではありません、又加入者が間違へて掛けたのに気付いて引込んで仕舞はるゝこともあります、何れにしてもつなくべきで無かつた時には、交換手が發見して直ぐに切つて仕舞ふから、加入者がお出になつても話が掛つて来ないのであります。そこで加入者が局を呼ぶと前にも申した通り受持の發信臺交換手が「何番へ」と出るのですが、今呼んで来たじゃないかと云はれると、何も知らぬ交換手は假令自分の過失で無いにせよ、電話局では何處かで間違があつたものと推定して、代表的に「済みません間違で御座いました」と御詫びをします。一旦切れたのが間違であつた場合には間もなく本當に掛り直して来る ことになります。

電話はどう云ふ様にしてつなくか

受持交換手が「何番へ」と相手番號を尋ねてから、

別のボタンを押して自局或は相手局の著信臺の交換手を読んで其番號を通知し、且つぎの中繼線をつなぎ合せるかを打合せ、例へば五番の線と極まれば、呼んだ加入者線へつないだ紐線と對の呼出紐を五番の中繼線の端へつなく、此五番の線は相手局で著信臺の交換手が相手番號へつなくのに使ひます、無論つなく前には話中を調べ、話中ならばジージーの音が出る穴へ挿す爲め、受持交換手へジージーの音が聞へて「お話中です」と断ります、著信臺交換手が話中でないことを知れば、すぐ五番の線の端を相手番號へつないでから、呼出の信號が出る事になります、そこで先方の御宅のベルが鳴ります。

お話が済んで両方が受話器を掛けると、一對の紐に對するランプが二つ點火します、發信受持交換手が話済を確め通話度數を登算した後、両方の紐線を切りますと五番の中繼線のランプが點火して、著信臺の交換手に切るべき事を知らせます。

交換手の言葉は無愛想で素氣ないがどうした譯か

交換上の應對にはすべて交換手用語を一定して使はせませす、これは忙しい交換を數多く扱ふので、眞に一秒時間をも争ふ爲め、意味の分る最低の程度に出来るだけ言葉を簡単に切りつめます、従つて自然氣忙しく早口になりますから、女子の言葉に不似合な無愛想に聞える事になります、然し加入者に對して親切丁寧にと云ふ事は、繰り返して注意致して居る次第であります、交換手の用語に依つて不親切だとお取りにならぬ様願ひます。

受話器掛を上げ下げする時どう云ふ仕方が一番良いか

局が出ないとか話中に切れたとか、話中に聞へなくなつたとかした時には、左手で受話器を耳に當てたまゝ右手で掛金物を四五回上げ下げして下さい。さうすれば発信臺のランプかボツボツと點滅しますから、交換手が出て來ます、上げ下げは静かにしなければ機械の工合が悪くなりお話が出來なくなります、又上げ下げの速さは柱時計の音位で丁度適當です、早やすぎるとランプの點火が現はれない、又遅すぎると話済と間違ひ、長すぎると交換手は出る事が出來ないのです。

交換手に怒鳴り付けるのは何故悪いか

前に述べた通り 一人の 交換手は、一時間に 二百回以上の 通話を取扱はせる 標準で 二百名以内の 加入者を受持たせてあります、ところで其中の 一人の加入者の方から、何か八釜敷く怒鳴り付けられると、何分年の若い者の事ですから勞ひ精神状態に影響を及ぼして、他の加入者の取扱ひに間違ひや事故を起すことが無いとも限りません、仕事の能率を大變悪くし、従つて他の加入者に迷惑を及ぼす事になります。

勿論怒鳴られるのは、局の方に不行届があつたからで御無理の無い事でありませうが、何分一人で多數の加入者を受持つて居る事で、且相手の局もあれば又私設交換臺もあり、其間違ひが必ずしも其の交換手とは限らぬ譯でありますから、一概に受持の交換手を叱責せぬ様希望します。

交換手に對し罵詈雑言の言語を發せらるゝは、酒

に酔つた人や年若い方などに多い様ですが、交換手は現に職務を執行しつつある公務員でありまして、一般の男子官公吏と何等異ふ所はないのであります、之に對して自家の女子に對してすら發せられない様な、如何がはしい言葉を用ひて怒鳴り付けるが如きは、社會の惡風習だと思ひます、交換手が半年位で辭職するのは、加入者に罵詈雑言されるのが苦しいからであるとは、多くの若い女子の告白であります、加入者に於かれても此邊の事情を御斟酌を願ひます。

交換取扱に對する監督はどう云ふ様にして居るか

當局に監査課を置き監査機を設けて、座ながらどの交換手の取扱でも、監査する事が出来る仕組にしてあります、此監査機では加入者が局を呼んでからお話が済むまで、加入者のお話も交換手の聲も其取扱方も、掌を指す如く機械に現はれて來ますから、交換手の取扱に不都合を發見したときは容赦なく取調べて夫々處分します、又各分局には監督機械を設けて、常に監督者が交換手の取扱を監視して居ります。

其他巡回員が澤山居て、加入者の御宅を廻はり、御宅の方から局を呼んで取扱の良否を監督します加入者の方で御氣付の廢は、御遠慮なく分局長又は主事に申出を願ひます、局では具體的の御申告に對しては之を監督の資料に用ひて、事業の改善を計る事に致度いと思ひます。

局内に於ける監督はどう云ふ様にして居るか

交換手凡そ八人を一組とし之に對し一人の監督

者(主事補と稱す)、尙約四組に對し一人の割合で女子判任官を配置して全體の取締を致して居ります。

監督者は組員と共に動作しますから、其組が徹夜の番に當れば、監督者も矢張り徹夜して決して組を離れる事はありません。

其上に女子書記と男子主事が各分局長や各課長の下に居て、晝夜執務して居りますから、交換手の取扱に不行届のある場合は、其局の八千番を呼んで分局長なり課長なり又は主事に御申告下さる様希望します。

(二) 度数の計算方

通話度数はどう云ふ様に計算されるか

度数は完全にお話が済んでそれを切るときに、掛けた加入者へ一度を計算致します、其方法は電話番号一つ毎に電気度数計が付けてあつてボタンを押すと数字が一つだけ進むやうに出来て居ります、各加入者の度数計の数字は毎期末に寫眞を撮つて對照致します、共同線、連接加入者の場合は完全に話が済んで切るとき、電話番号を通話票に記入します、これは毎日係が検査對照して間違の無い様に致します。

局の計算と加入者の控とが一致せぬのはどうした譯か

度数の計算には充分の注意を拂つて居りますから、加入者が御自分の控が間違が無いとお信じて

なると同じ様に、局の計算に誤はないと信じますが、加入者の控と一致せぬ事のあるのは甚だ遺憾な事です、其原因は次の事に歸すると思ひます。

- (一)話の分らぬとき
- (二)話中に切れたとき
- (三)相手違ひのとき
- (四)相手不出のとき
- (五)相手の出方の遅いとき
- (六)其他お話の出来なかつた場合

等に、其の事を交換手にお告げになる可きを告げずにお引込みになる爲め、交換手は話が完了したものだと思つて度数に入れます。故にかゝる場合には、其の都度お引込みになる前に交換手に其の旨お知らせ下さい、次に又

- (七)掛つて来て話中に切れたのでこちらから先方へ掛けたとき
- (八)無料の積りで掛けた電話が有料であつたとき
- (九)話は出来なかつたが、加入者の間違であつたとき

等は御控の方と一致せぬ事になります、それから附加使用料、基本料等を度数料と混淆して御計算になる爲め、大變な度数の差違を生ずる事があります。

間違つたのを度数に入れることは無いか

- (一)局の間違で話の分らぬとき、話中に切れたとき、相手の違つたとき、相手の出ないとき、相手の出ぬ前に話を中止するとき等は度数に入れません、然し其の事を云はなければ交換手に判らぬ場合が多いので、其場で交換手又は監督にお話になれば必ず相違無く取消します。

(二)加入者や私設交換手の間違で話の出来ぬときは計算に入れます。

(三)他から掛つて来て話中に切れたとき、こちらから掛けると一つの新しい発信となつて計算に入れます。

(四)無料でつなく電話は定まつて居ります、局の電話でも料金課や加入課等へ御掛けになつたのは有料として計算に入れます。

交換手が加入者に叱責された返報に一度の通話に二度も三度も計算する様な事は無いか

往々こんな推量をなさる方がありますがこれは全然杞憂に屬します決して左様な事はありません、第一に通話票を作る場合には、一つの交換を抜つて二枚も作ればすぐ監督の眼に付きます、若くは検査係が発見します。

次に度數計が付けてあつて其のボタンを押す場合には、度數計は巧妙に出来て居り一度の通話に對しては、何度押しても其の數字は一つしか進みませんから、故意に二度も三度も進ませることは容易に出来ないのであります。

又監督が絶えず監視をして居りますし殊に何れの場合にしても、中央局監査課の觀測原紙で交換を抜つた時刻 雙方の電話番號、應對振等と對照すれば誰が過登算をしたかすぐ判つて處分されますから、此監督の結果からも重複計算は出来ない様に致してあります。

(三) 私設交換機の交換 取扱方

私設交換機を経て局を呼ぶとき手間の取れる事があるのはどうした譯か

私設交換手と局の交換手と二箇處で呼出の手續を重ねる爲、普通の二倍以上の時間がかかります、其外に私設交換手が自己の方へ局交換手を引付けやうとして、多くの局線から一時に局を呼ぶ様な習慣がある結果、雙方喰違ひが出来て無駄な手數がかかります、益々先方を呼出す迄に手間取る事が出来ますから此點は注意を要することあります。

話が済んで暫らくして他へ掛けようとしても局の出ぬ事があるのはどうした譯か

お話済のときは先づ私設交換機へ其の信號が出て私設交換機で切ると、局へ話済の信號が現はれるから局でも切ります、そうすれば局をお呼びになつてもすぐ交換手が出ます然し私設交換機でつないである間は、加入者から他へ掛けようとしても局の方では分らぬ爲め交換手は出ません、著信のお話が済んだ後で局をお呼びになるときにも矢張り同様で、私設交換機で早く切らなければ、局では呼ばれて居る事が分りませんから、交換手は出ないこととなります。話済のときは特に私設交換機の切斷の取扱を早く運ばねばなりません。

私設交換機の交換手と電話局の交換手とはどうして圓滿に仕事をせねばならぬか

私設交換手と局の交換手とは雇主こそ違へ自轉車の前と後の車で、どちらが悪くても人は乗れない様に、一つの仕事を半分づゝするのですから、兩方揃はなくはならぬのです、私設交換手がお客様だと云ふ顔をするのもよくないが、局交換手も親切を缺いてはならぬ、お互に助け合つて始めて電話の取扱が完全に出来、加入者の便益を増すのであります、近來私設電話も大に發達して、私設交換手の數も一千九百餘名もありますから、此の多數の人々と局交換手とが協力して、眞面目に取扱を改善する様に努めて下さることは、電話事業の爲に切望する所であります。

私設交換機の手入、修繕はどうすればよいか

私設交換機も勿論局交換機と同様に完全でなければなりません、其の手入が届かなくてはどんな良い私設交換手でも、話が完全に出来やう筈は無いのですから、不斷に各部分を調べて少しでも悪い所は、すぐ修繕する様に工事擔當者を監督せられたいと思ひます、時々當方からも私設交換機を拜見に參つて、故障等は御注意することにして居りますが、加入者の方々に於ても此邊のお手配を願ひます、現在遺憾ながら此方面の御注意が足りない向がある様に見受けます。

私設交換手の仕事はどう監督すべきか

私設交換手は機械の作用を一通り心得て居て、扱方に熟練せねばならぬのですから、資格は局で認定した人でなければ採用されない事になつて居ります、又交換取扱上不適當だと云ふ事が分れば採用した後でも、當方から雇主の方へ御照會して解職して頂く事になります、局に於ても監査機や巡回員によつて、時々私設の取扱を調査して居りますが、加入者に於かれても、取扱の上から當然に爲さなければならぬ局の指示事項を守り、正確丁寧に扱ふ様に充分監督して頂きたいものです、交換席で雑誌を見たり雑談をしたりする様な事も凡て止めて頂かねばなりません、若し局の扱に就て不行届の點があれば、私設側の相當の監督者を通じて申告されるのは希望する處であります。

私設交換手の負擔が重過ぎたり、交換以外の用を兼ねさせるのは電話がうまく行かない原因になりますから、適當に人手を増す必要もあらうと思ひます。

業 務 要 覽

◆電話局の沿革大要

我國に電話交換業務の始めて開始せられたのは明治二十三年十二月二十三日でありまして、東京、横濱兩市に業務を開始し、兩地間の通話事務をも取扱つたのであります。此の當時に於ては未だ文明の利器としての電話の效用が一般に理解されて居なかつた爲、當局者は宣傳勸誘大に努めました。東京に於ては僅に百七十九名の加入者を得たるに過ぎなかつたのであります。從て其の従事員も僅に十數名でありまして之を今日の盛況に比較する時は眞に隔世の感ありと云ふべきであります。其の後數次の擴張及制度の變更を経まして、現在に於ては下記分局數と従事員とを有するに至りました。又電話交換方式の如きも、最初は磁石式でありましたが、之を共電式に改め、更に震災後新築の局には自働交換方式を採用する事になりました。又電話料金も創業以來均一制でありましたのを、大正九年四月一日以降度數制に改めました事は既に御承知の通りであります。

局名	開設年月日	所在地	備考
本局	明治 23.12.16	麹町區錢瓶町	大正十五年度中に日本橋局と改稱復舊の豫定
浪花	同 29.11.11	日本橋區浪花町	
銀座	同 31.10.20	日本橋區八官町	大正八年二月十六日新橋分局を改稱
下谷	同 36. 4.29	下谷區御徒町	
芝	同 42. 6.20	芝區愛宕町	大正十五年度中に復舊の豫定
京橋	同 43.12.11	京橋區三十間堀	
本所	同 44.12.11	本所區林町	大正十五年度中に復舊の豫定
神田	大正 4.10.31	神田區新銀町	
小石川	同 6. 5.13	小石川區御町	大正十五年度中に復舊の豫定
高輪	同 7. 4.14	芝區田町九丁目	
九段	同 8. 3. 9	麹町區三番町	大正十五年度中に復舊の豫定
淺草	同 9. 3. 7	淺草區三間町	
丸の内	同 9. 3.28	麹町區錢瓶町	大正十五年度中に復舊の豫定
墨田	同 11. 3.30	本所區横川町	
青山	同 11. 9.10	赤坂區青山北町	大正十五年度中に復舊の豫定
牛込	同 12. 1.28	牛込區細工町	
四谷	同 12. 7. 8	四谷區鹽町	大正十五年度中に復舊の豫定
茅場町	同 15. 3.25	日本橋區浪花町	

◆従事員數 (大正十五年四月一日現在)

官職名	人	官職名	人
事務官	2	工主	28
技師	2	手補	472
書記	91	交換手	3,200
技書	84	雇	163
技書	262	計	4,617
事務	313		

◆加入者數、通話數、交換手の能率及市外回線數等

大正十五年五月十日調に依る當局電話加入者數は單獨加入七萬九千九百九十六、共同線加入三千三百九十三、連接加入七百二十三、合計八萬四千百十二でありまして、其の一日中の總呼數は約百萬の多數に上り、加入者一人一日平均の呼數は十一回でありまして其の通話度數は八回と云ふ事になつて居ます、又加入者中最も通話の多いのと最も通話の少ないのとを調べて見ますと、最も多いのは一日百回、最も少ないのは零であります、其の職業は前者は待合後者は無職であります、又話中の爲通話の出来ないのは總呼數の二割五分になります。以上の通話を取扱つて居る交換手の能率ほどの位かと云ひますと、交換手一人の加入者受持數は約百三十名、一時間の最繁交換取扱數は加入者臺では約百五十、中繼臺では約四百になつて居ます、又市外との通話に使用する市外回線の數は現在三百五十五回線でありまして東京から通話を爲し得る局數は九百九十七(此内の二百は長距離)、其の一日の通話時數は三萬四千四百六十四、其の通話度數は二萬五千四百八十五になります。

◆料 金 (年額)

大正十四年度の電話收入料金は下記の通りであります。

基本料	3,053,965,100
度數料	4,459,982,010
市外通話料	2,642,239,730
附加使用料	1,002,970,420
電話線接續料	395,217,000
他人名義掲載料	95,560,000
重複名義掲載料	15,040,000
甲種増設使用人名義 増設及接續電話機 設置場所掲載料	45,000
計	11,665,019,260

◆窓口取扱件數及料金

大正十四年度中の窓口に於ける有料文書の取扱件數は、下記の通りでありまして、其の總金額六十七萬六千五百五十八圓に達しこれを一日平均にしますと約二千二百五十五圓になります。

A. 取扱件數	
名義變更	20,198件
場所變更	5,509件
一時取外	15,329件
	1,610件
B 収入料金	
加入登記料	3,720圓
名義書換料	210,980圓
機械移轉料	470,858圓

☒ 電話擴張の概況

我國の電話事業は、明治二十三年創業當時には、電話の需要も尠なく、事業も著しい進歩を示さなかつたのですが、明治二十七八年の戦争終了と共に各種事業も勃興し、電話の需要も激増しましたので、茲に第一次擴張計畫を樹て、明治二十九年から七箇年繼續事業として、經費約千二百八十萬圓を以て電話の擴張をしたのであります、丁度これの終つた時に露國との間に砲火を交へる様になつたので事業の擴張も一時中止の形になつて居ましたが、平和の克復と共に國運の一大進展を見、電話の需要は急激に増加して、遂に電話買賣價格を生ずる

迄になりましたので、明治四十年から四十五年に互り一千萬圓を投じ、第二次の擴張として普く必要地に電話交換を開始し且つ相互の連絡を圖る計畫を樹てたのでありますが、財政の都合に依り至急開通制度を創設して財源を捻出し、又他方一般豫算の増額を得て結局總額二千六百七十萬圓を支出して擴張を行つたのであります此の結果全國に於ける小都會は勿論主要町村迄電話交換又は通話事務取扱の開始を見、加入者數も全國で十八萬に達したのであります。歐洲戰亂の影響を受け、大正五年頃から商工業其他諸般の取引は異常の活氣を呈するに至りましたので、第三次の擴張として大正五年度以降大正十六年度迄に電話の大擴張を行ふ計畫を樹てたのであります、大正十二年に至つて其の年割額及豫定計畫を變更し結局大正十八年度までに擴張計畫を完成することに改定され現に之が實行中であります。明治四十二年度以降東京に於ける電話擴張の狀況を示せば下記の通りであります。

年度	増設數	申請數	増設數に對する申請數の割合	至急開通料又は設備費	備考
明治 42	2,400	2,605	11	185	單獨加入申込あるものに限り
43	2,850	5,770	22	185	"
44	2,766	11,136	40	185	"
45	3,500	16,375	48	185	"
大正 2	3,000	24,654	82	185	"
3	1,500	15,257	102	185	"
4	1,600	15,453	96	185	"
5	3,500	19,546	56	300	開通ノ日ヨリ六年間電話使用料
6	3,500	34,696	99	300	年額二十二圓控除
7	3,500	44,067	128	500	"
8	6,300	40,462	61	500	大正八年六月七日以前加入申請を制限せらる、申込なきものに對しては交際決定後申込書を徴す
9	7,100	46,065	60	500	申込なきものに對しては交際決定後申込書を徴す
10	4,650	57,956	125	520	加入申込を有せざるものも申請を爲し得る
11	5,250	72,165	137	520	ことに改正
12	3,100	75,115	242	520	震災に因り全部不受理となる
13	—	—	—	—	震災被害復舊の爲擴張工事一時中止
14	—	—	—	—	"
15	4,000	7,300	18	1,500	特別開通規則に依る申請を受付

☒ 加入者累年比較

大正四年以降を掲記すれば下記の如し (各年度末調査)

年度	加入者數	年度	加入者數	年度	加入者數
大正 4	43,521	大正 8	57,456	大正 12	83,950
5	45,852	9	66,874	13	84,053
6	50,620	10	76,912	14	84,112
7	56,184	11	83,970		